

水資源保全条例 の制定



人口：5,465,451人（H25.3末）
特徴：北海道は日本最北に位置し、太平洋、日本海、オホーツク海に囲まれ、世界自然遺産の知床など多種多様な自然を有する。

北海道は、雄大な山々と緑深い森林、大地を潤す河川や湿原、湖沼など豊かな自然環境に恵まれている。しかし近年、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引や、一部地域において外国資本等による土地取引の状況が把握できていないという問題が起きた。

すべての生命の源であり、各種産業の健全な発展にも重要な役割を果たす水資源を守るため、平成24年3月、都道府県では全国初となる「北海道水資源の保全に関する条例」を制定。行政、事業者、そしてすべての道民が一体となり、かけがえのない水資源という財産を次世代に引き継ぐための取組を行っている。



豊かな自然が育んだ清らかな水

かけがえのない水資源を次世代に

北海道には、清らかで豊かな水資源が多数存在するが、近年、水源周辺における利用目的の不明な大規模土地取引や、外国資本等による土地取引の状況が把握できていないという問題が起きた。

そこで、かけがえのない水資源を次の世代に引き継いでいくため、平成24年3月、行政や事業者、道民が、それぞれの役割を認識し、一体となって北海道の水資源の保全に取り組んでいくことを定めた「北海道水資源の保全に関する条例」を全国の都道府県で初めて制定した（同年4月施行）。

土地取引の事前届出制

条例では、水資源保全地域として知事が指定した地域内の土地取引を行う場合、売主が契約の3か月前までに売却先の氏名や住所、利用目的などについて、知事に届出を行うことを義務付けている。

面積の基準はないため、取引を行う土地面積が小さくても届出が必要となる。届出を受けた北海道は、市町村や専門家の意見を聞いた上で届出者に助言を行う。届出者は、買主に助言の内容を伝達する。

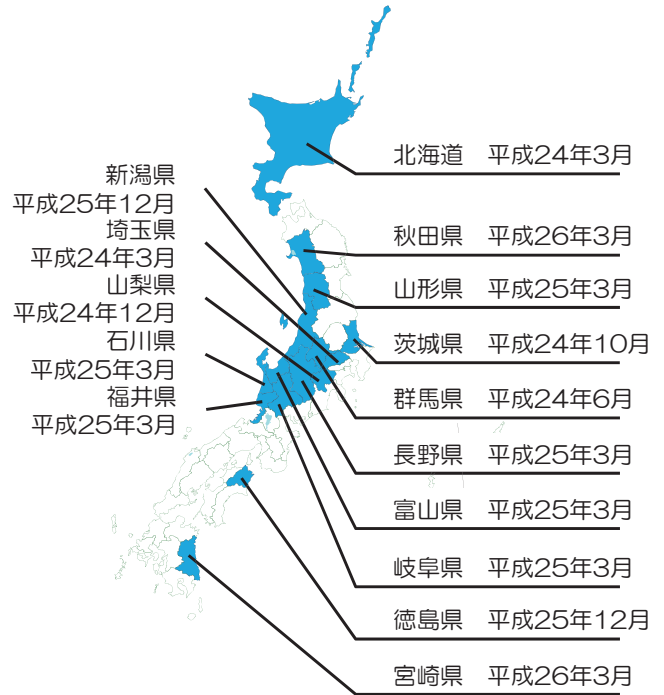
届出を行わなかったり、虚偽の報告をした場合は、知事が売主に対して勧告を行う。勧告に従わない場合、氏名等が公表される。

豊かな水資源保全のため

平成26年4月現在、道内54市町村の152地域が水資源保全地域として指定されている。土地取引の事前届出制は平成24年10月から開始され、平成24年度は3件、平成25年度は13件の届出があった。

水資源保全地域の土地取引を行政が事前に把握することで、適正な土地利用が確保され、水資源の保全につながっている。

水資源保全条例の制定状況（平成26年4月現在）



地方分権改革との関連

水資源という道民の財産を守るため、独自の条例を制定した先進的な事例である。本条例制定後、各県で同様の条例の制定が相次いでおり、平成26年4月現在、15道県で水資源保全に関する条例が制定されている。

なお、平成26年3月、水循環に係る基本理念、水循環施策に係る国や地方公共団体の責務等について定めた「水循環基本法」が国会で成立した。これにより、各地域の特性に応じた水資源保全の取組の更なる活発化が期待される。

関係者からのメッセージ

今後とも、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、「北海道水資源の保全に関する条例」について周知を行うとともに、水資源保全地域の指定を行い、事前届出制の推進に努めていきたいと考えていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

（北海道土地水対策課）